

令和6年度(第13期)事業報告について

令和6年度事業計画

令和6年3月の第43回理事会において、決議された令和6年度事業計画に基づき、4月に重点施策及びコンプライアンス等推進計画を定め、各種施策を定期的にレビューしながら実施。

1. 基本方針

令和6年度においても、施設の適切な維持管理により、再放送が停止する障害の発生を最小限にするとともに、可能な限り長期にわたり事業を継続していくことができる事業基盤を構築するため、以下の重点施策を推進する。

2. 重点施策

- (1) 維持管理業務の実施～改修工事・調査設計、光風台地区の改修工事、点検・補修・移設工事等、障害対応
- (2) 相談業務等の実施～一般的な相談、新規受託
- (3) 維持管理体制の充実～機材の確保、増幅器等の遠隔監視装置の導入、協力事業者との合同作業訓練等
- (4) 業務課題への対応～災害時等における事業継続体制の強化、無電柱化への対応
- (5) 共通的な事業基盤の強化～人材育成・人材確保、デジタル化・業務改善の推進、安全で働きやすい環境整備、資金運用・コスト削減、コンプライアンス確保・環境保全

事業概要

従前どおり、以下の事業を実施。

- (1) 受信障害の原因者(高層建築物の設置者等)からの委託等により、受信障害対策用の有線テレビジョン放送施設を設置及び維持・管理し、その施設を使ってテレビジョン放送の再放送を行う事業
- (2) 受信障害に関する相談事業

(注)事業区分について

KCVでは、(1)のうち契約の終期が明確に定まっているもの及び(2)の事業を「受信障害対策事業(公1事業)」に、(1)のうち契約の終期が「この共同受信施設によることなくテレビジョン電波が受信できるまでの間」等と規定され、明確に定まっていないものを「特定維持管理契約事業(公2事業)」に区分している。以下、特記や区分のないものは、両事業共通の事業活動である。

【令和7年3月末の維持管理契約世帯数】(括弧内は前年度末比)

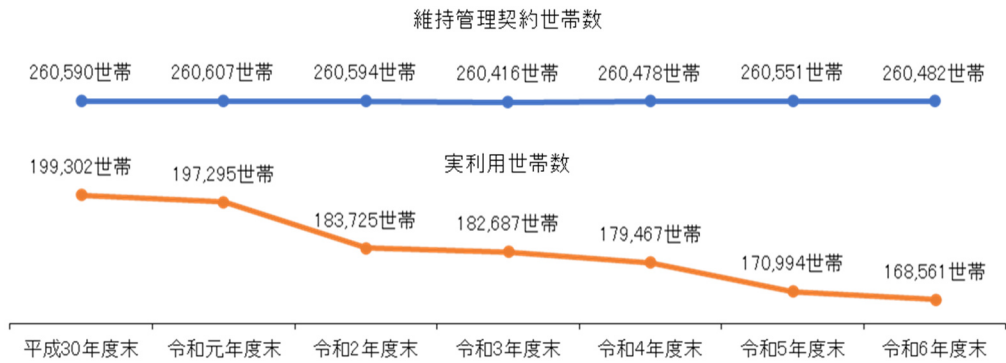
合計	受信障害対策事業(公1事業)	特定維持管理契約事業(公2事業)
260,482 世帯 (69 世帯減)	2,804 世帯 (69 世帯減)	257,678 世帯 (増減なし)
	(内訳)	(内訳)
	ア 御津地区 1,038 世帯(30 世帯減)	ア 受託契約世帯数 256,515 世帯(5 世帯増)
	イ 光風台地区 1,612 世帯(38 世帯減)	イ 後住者契約世帯数 1,163 世帯(5 世帯減)
	ウ 国立文楽劇場地区 29 世帯(1 世帯減)	
	エ 日土地京都ビル地区 31 世帯(増減なし)	
	オ ホテルロイヤルクラシック大阪地区 94 世帯(増減なし)	

(注1) 上記は、契約ベースの数値(受信障害の原因者との委託契約における維持管理世帯数及び有料加入契約を行っている世帯数の合計)

(注2) 上記のうち、課金世帯は、御津地区、光風台地区、後住者契約世帯の合計 3,301 世帯

(注3) 受信障害対策事業(公1事業)のア、イは、委託契約はなく、当財団の独自事業として実施。ウ、エ、オは、それぞれ独立行政法人日本芸術文化振興会、中央日土地ビルマネジメント株式会社、株式会社ベルコから受託して実施。特定維持管理契約事業(公2事業)は、阪神高速道路株式会社、大阪市、南海電気鉄道株式会社等から受託して実施。

【維持管理契約数と実利用世帯数の推移】



(注)実利用世帯数は、主に施設改修や点検時等に把握した実態を記録した CAD データから算出

事業活動

1 維持管理業務の実施

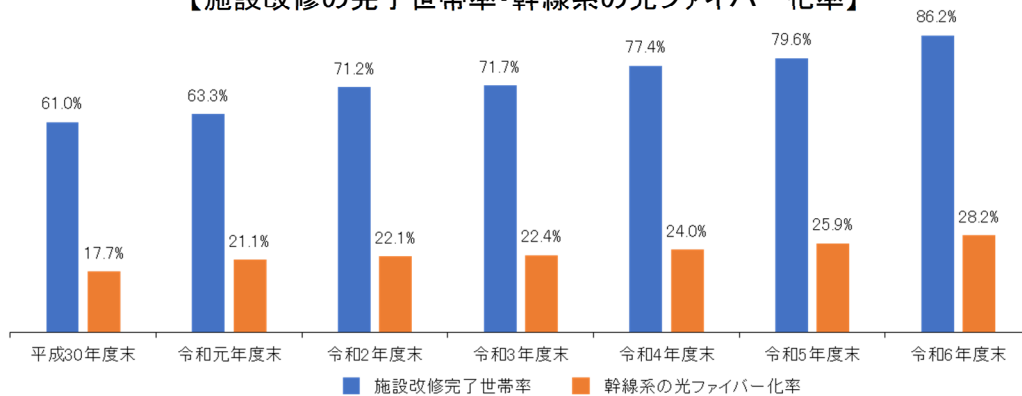
(1) 経年劣化施設の改修工事・調査設計

経年による障害発生リスクを抑えるとともに、同軸ケーブル等の製造中止に対応するため、施設の改修工事を順次実施しており、令和6年度はスイスホテル南海大阪施設(8,540世帯)、中央区日本橋施設(1,020世帯)など、13施設の改修工事を実施した。

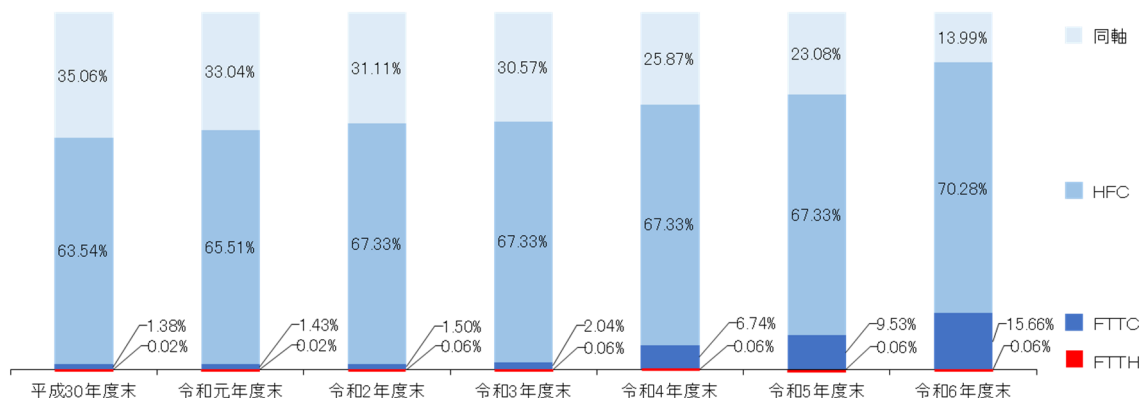
改修工事は、基本的にFTTC方式(主幹線部分とそこから分岐した幹線部分を光化する方式)で実施したが、光風台施設については、当財団として初めてとなる本格的なFTTH方式(各世帯への引込線部分を含めて全て光化する方式で実施した(令和6年度は、幹線部分を改修。引込線部分の工事は7年度に予定))。

また、改修工事に先立つ調査設計業務を、10施設で実施した。

【施設改修の完了世帯率・幹線系の光ファイバー化率】



【ネットワーク方式別収容世帯数の構成比率】



(2)施設の点検・補修・合理化等

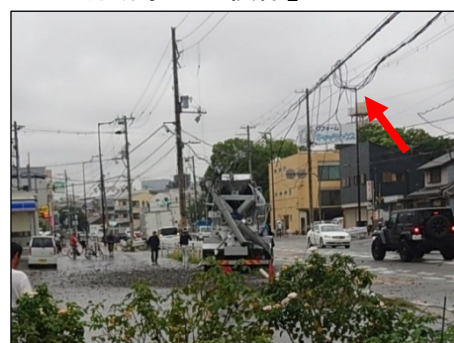
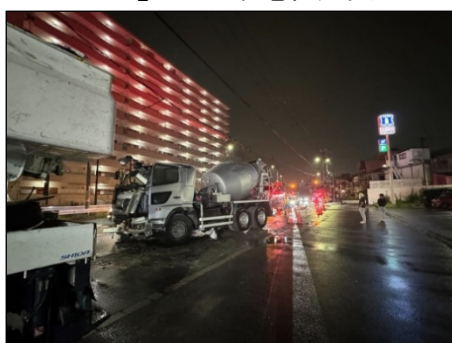
上記の改修工事の対象とならない施設等を対象として、施設性能点検等の各種定期点検を実施した。また、点検で発見又は利用者から連絡のあった不良箇所を補修するとともに、施設の合理化(メンテナンスを容易にするための受信基地の移設、小規模施設の増幅器交換、不要施設の撤去)等のため、各種工事を実施した。

処理内容			件数	備考
各種点検	施設性能点検(電波強度等の測定)		80 施設	登録施設は毎年、他は3年毎に点検4件(HE系1件、伝送路系3件)不良設備を発見し、補修
	施設外観点検(目視による点検)		27 施設	8年毎に点検 816本の引込切れ線を発見し、撤去 18箇所の架線の不良を発見し、補修
	自営柱の点検		245 箇所	3年毎に点検 緊急点検44箇所を含む 1本不良柱を発見し、撤去
	UPS・バッテリーの点検		80 箇所	3年毎に点検 UPS2台、バッテリー30台交換
各種工事	不良箇所の補修等		610 件	
	受信基地等の移設		1 件	無人建物内に設置したHEについて、予備のヘッドアンプを建物外に設けることで、障害時に切替できるよう改良
	小規模施設の増幅器交換		9 台	改修予定のない施設の増幅器を交換
	不要施設の撤去	引込線撤去	1,656 本	点検や利用者からの連絡等により、発見した不要施設を撤去
		ケーブル撤去	2,367m	
	伝送路移設(関電、NTT等の依頼)		286 件	
引込線工事(受信者の依頼)		266 件		

【豊能町の倒木事故の模様】



【生コン車電柱追突によるケーブル切断事故の模様】



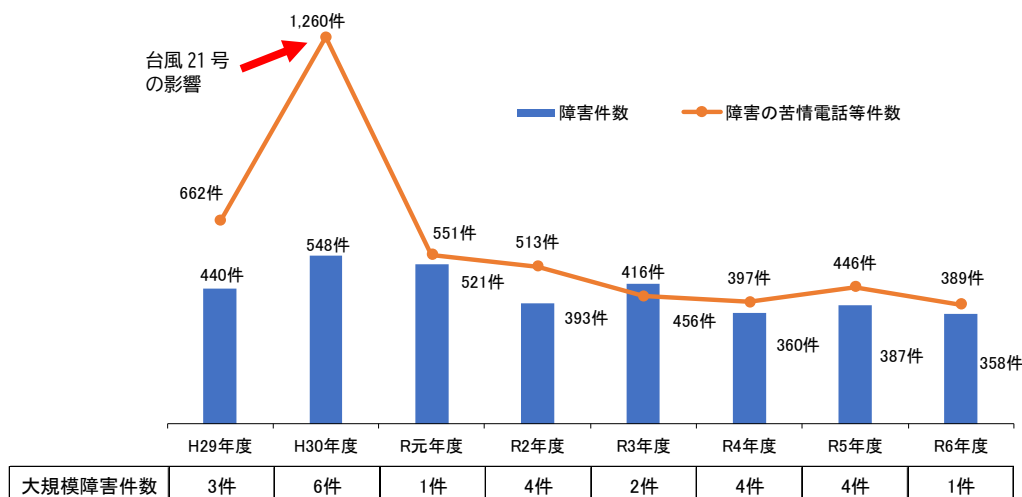
(3)施設の障害対応

以下のとおり、358 件(前年度 387 件)の障害が発生し、復旧等を実施した。このうち、500 世帯以上が放送停止した障害は、1 件(前年度は 4 件)。

- ・障害に関する苦情電話等(365 日 24 時間職員受付)は、389 件(前年度 446 件)
- ・200 世帯以上の障害が発生した場合は、HPに掲載している。

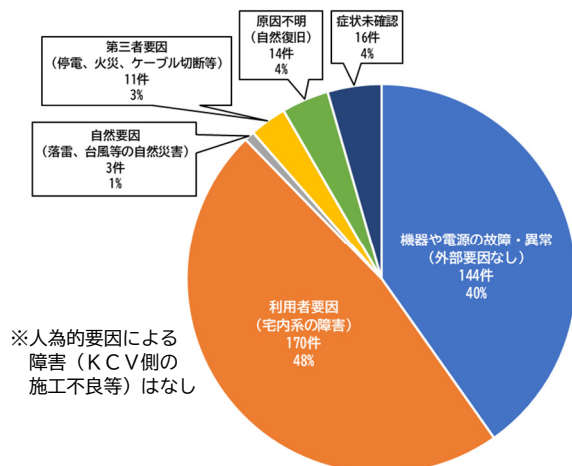
障害状況	合計	備考
放送停止(500 世帯以上)	1 件	R7.1 大阪市港区 停電により、3,096 世帯 45 分放送停止
放送停止(500 世帯未満)	17 件	機器故障等(10 件)、落雷、ケーブル切断事故等による
小規模障害等(HE系・伝送路系)	99 件	放送波の質が低下したものの放送停止には至らなかったもの
〃 (引込系)	41 件	
〃 (宅内系)	170 件	
その他	30 件	申告はあったが、症状を確認できなかったもの等
合計	358 件	

【障害件数及び障害の苦情電話等件数の推移】

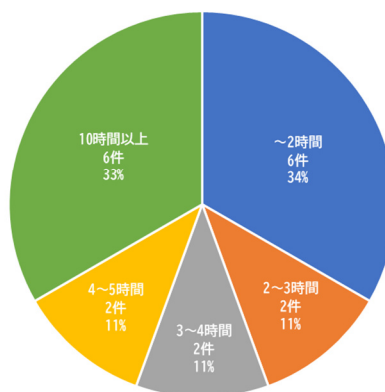


※大規模障害とは、500世帯以上の利用者において放送が停止した障害をいう。

【障害の原因別内訳】



【放送停止事案の復旧時間別内訳】



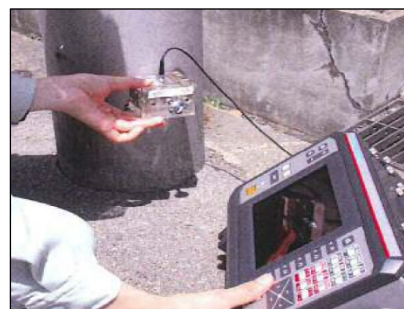
※平均停止時間(障害発生から復旧まで)は 4 時間 55 分(前年度 5 時間 6 分)

平均対処時間(通報や遠隔監視による障害発見から復旧まで)は、3 時間 27 分(前年度 3 時間 29 分)

(4) 自営柱倒壊の事故

令和6年8月に電線にはしごをかけて作業中、自営柱(鋼管柱)が折れたため、はしごを登っていた職員が約4.5mの高さから落下する事故が発生した(職員は足を打撲、部外者に被害なし)。緊急対応として、過去の点検で錆び等を確認していた自営柱44本を緊急点検し、うち1本はNTT柱利用ルートに変更し、自営柱は抜柱(10月)。再発防止のため、超音波を用いた金属柱劣化判定システムを発注しており、納品後、これを用いた自営柱の点検を早期に完了し、劣化した電柱は建替え等を行う予定。

【自営柱倒壊状況・腐食による折損・金属柱劣化判定システム】



2 相談業務等の実施

(1) 受信障害に関する相談(公1事業)

電話やWeb経由で、新規加入等について、232件の相談対応を実施した(前年同期269件)。

(2) 受信障害対策の新規受託(公2事業)

連続立体交差事業や高層建造物建設に伴う受信障害対策等の相談について、対応策の提案等を行い、次の受信障害対策(設置工事及び維持管理業務)を受託して実施した。

- ・信和不動産(株)から「(仮称)大阪市港区磯路3丁目計画新築工事テレビ電波障害対策委託業務」(1世帯)を受託(令和7年2月完了)
- ・門真市から「(仮称)門真市生涯学習複合施設に起因するテレビジョン電波障害対策」(4世帯)を受託(3月完了)

3 維持管理体制の充実

(1) 業務用機材の確保等

業務用資機材等の製造中止、納品遅延、値上げ等に備え、引き続き情報収集を行い、早期発注、代替品購入により必要な機材の確保を実施した。また、新たな資機材の発掘に努め、

- ①本部から遠隔で各世帯への再送信の開始停止を操作できるシステム(令和6年10月)、
- ②FTTH工事の留守宅対策等のため、柱上ONUクローガー(令和7年3月)を購入した。

【遠隔制御センター装置の構成図】



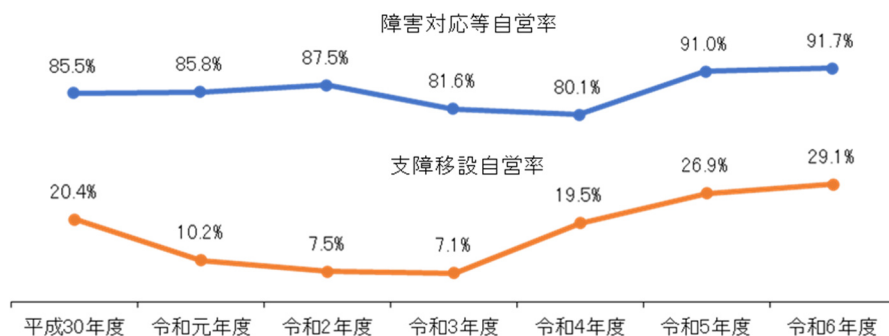
【柱上 ONU クローガー】



(2) 自営対応(内製化)の推進

外部に依存しない対応能力の維持向上、コスト削減の観点から、受け付けた障害対応等の91.7%(前年度 91.0%)は、自営で実施した。また、高所作業車を活用して、電柱の移設工事の29.1%(前年度 26.9%)及び小規模施設の増幅器 9 台(前年同期 8 台)の交換を自営で実施した。

【自営対応率の推移】

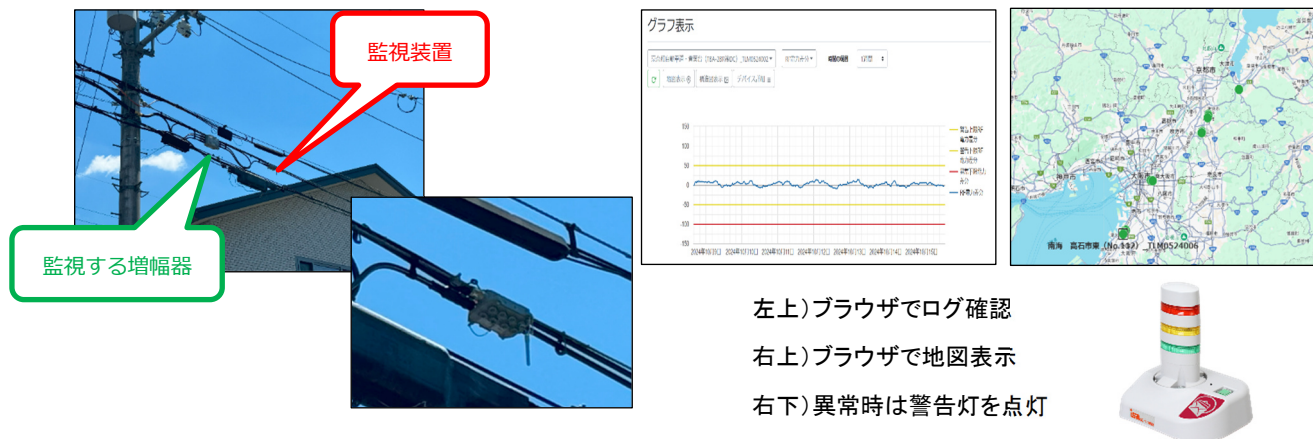


(3) 遠隔監視装置の整備

障害の早期発見等のため、新たにメーカーと共同で開発した無線(Sigfox)による伝送路(増幅器)の遠隔監視装置を7施設15箇所を設置した(7月)。

なお、既存の装置を含め遠隔監視装置により、36件の増幅器故障を検出し、利用者からの苦情申告前に障害を復旧した。(前年度は32件)

【令和6年度に設置した遠隔監視装置】



【KCVの施設に導入している各種遠隔監視装置の一覧】

No.	年度	監視対象施設	監視内容	通信方法	設置箇所数
【ステータス・モニター・システム】					
1	平成18年度	タウンケーブルおおさか 外4施設	光ノード、増幅器の動作	光ネットワーク等	1,223箇所
【HE品質監視装置】					
2	令和元年度	明石大橋 外11施設	HE出力の品質	モバイルルーター	12箇所
【電源監視装置】					
3	令和2年度	明石大橋 外35施設	電源供給器の動作	Sigfox	59箇所
【伝送路監視装置】					
4-1	令和6年度	湾岸線 泉大津・高石	増幅器等出力の強度	Sigfox	1箇所
4-2		京奈和自動車道 青葉台			3箇所

4-3		南海 高石市東			2 箇所
4-4		南海 高石市西			2 箇所
4-5		阪神高速 東中本			2 箇所
4-6		近鉄・大久保			3 箇所
4-7		京滋バイパス・大津			2 箇所
		(計)			15 箇所

(4) 障害対応能力の向上等

施設の維持管理を円滑に行えるよう、屋外施工訓練(新入職員、支障移設)、高所作業車の操作訓練、協力事業者との共同作業訓練(光ケーブル融着、同軸アンプの交換等)の他、作業動画を含む障害復旧マニュアルの見直し(4月～)を実施した。

また、若手職員の育成に努め、採用後 3 年程度の間に用いるステップアップ式の研修教材を作成して、教育実習を実施(4月～)、ベテラン職員による現場作業の同行指導を実施した(11月～)。

【ベテラン職員同行指導の様様】



4 業務課題への対応

(1) 災害時等における事業継続体制の強化

上記1(1)の改修工事の際に受信点の二重化を実施したほか、以下を実施した。

- ・小寺 SC(8 ノード約 4,400 世帯)において、高速道路に添架している光ファイバー切断等の事故に備え、電線共同溝等を利用したバックアップ回線を構築(令和 6 年 6 月完工)
- ・南海トラフ地震発生時に浸水する可能性がある魚崎 SC(海岸に近く、南海トラフ地震発生時の想定最大浸水深 0.3～1.0m。停波した場合、約 13,600 世帯に影響)のバックアップ施設を設計(12 月)
- ・台風接近時等における一連の対応フローを再整理し、「緊急体制配備要領」を改正(4 月)。改正した要領に従い、台風 10 号通過時に訓練を兼ねて、休日における障害対応要員の配備、安否確認、災害対策本部開催等を実施(8 月)
- ・阪神・淡路大震災、平成 30 年台風 21 号の体験等の BCP 説明会開催(10 月)

【バックアップ施設の現況】

種別	施設数	収容世帯数	施設率	世帯率
予備ヘッドエンド	13 施設	133,149 世帯	9.8%	64.4%

予備受信点	21 施設	147,037 世帯	15.9%	71.1%
回線二重化 (内、別経路のもの)	25 施設 (13 施設)	154,773 世帯 (20,372 世帯)	18.9% (9.8%)	74.9% (9.9%)

(注意)・上記の収容世帯数は、総務省に届出している数値より算出

・施設率は、バックアップ施設を設けている施設の割合

・世帯率は、バックアップ設備を設けている施設の収容世帯数の割合

(2)無電柱化への対応(公2事業)

災害時の交通確保や良好な景観形成等の観点から道路管理者が進める無電柱化は、当財団の施設の安全性・信頼性向上にもなることから、電線共同溝事業が行われる場合には参画している。

令和 6 年度は、計 15 路線において、架空ケーブルの地中化に向けた調整・協議を進め、次の 1 路線の入線工事及び 6 路線の引込管路敷設工事を実施した。

事業名	事業主体	区間	工事概要	完工年月
国道 2 号長田尻池	国交省	1,800m	入線工事	令和 6 年 7 月
長田楠日尾線(六甲工区)	神戸市	750m	引込管路敷設 1 本	令和 7 年 1 月
大阪市道南北線	大阪市	370m	引込管路敷設 14 本	令和 7 年 9 月予定
国道 43 号東灘御影	国交省	230m	引込管路敷設 7 本	令和 7 年 9 月予定
国道 43 号灘岩屋	国交省	200m	引込管路敷設 10 本	令和 7 年 9 月予定
国道 43 号灘味泥	国交省	296m	引込管路敷設 3 本	令和 7 年 9 月予定
国道 171 号天王町	国交省	34m	引込管路敷設 1 本	令和 7 年 9 月予定
伏見柳谷高槻線	大阪府	185m	引込管路敷設 1 本	令和 7 年 9 月予定
豊秀松月線	守口市	245m	引込管路敷設 3 本	令和 7 年 9 月予定

管理部門の活動

1 デジタル化・業務改善の推進

より効率的・効果的な業務を遂行するため、導入済みの各種システムの利用促進、権限委譲等を継続する他、次の取組を実施した。

(令和6年度の新たな取組)

- ・職員発(ボトムアップ)の業務改善を促進するため、業務改善提案募集を実施(6月)。全職員から提案があり、宿直者の交替手順見直し、勤務時間中の作業服の着替え等を実施
- ・小額支払時のキャッシュレス化のため、ビジネス用のプリペイドカードを導入(9月)
- ・新たなデジタルツール導入のための部横断のチームを発足し、プロジェクト管理ツールを用いた業務の進行管理、ナレッジマネジメントツールを用いた業務ノウハウの共有、共有メールを使ったFAX受信等を順次実施(9月～)
- ・Emotet 対策、クラウドサービス管理、外部電子媒体の原則禁止等のため、情報セキュリティポリシーを見直し(8月)、クラウドサービスの設定、外部電子媒体の管理、無線LANやIoT機器の設定等の点検(12月)

2 職員の人材育成、人材確保

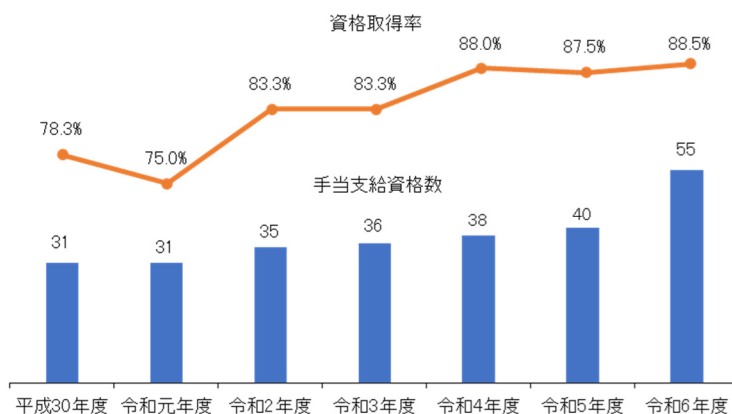
(1) 人材育成

人材育成は、OJTを通じて行うことを基本としており、年度当初の意識的な担務見直し(システム担当を含む)、人事評価制度の運用改善を継続。これらを補うOff-JTとしてeラーニングを含む研修・訓練(新規採用研修、短期ローテーション研修、安全衛生講習等22件)、資格取得の支援(手当支給、勉強会開催等)、職員の自主性とエンゲージメントを高めるための次年度施策の職員提案等に引き続き取り組んだ。

(令和6年度の新たな取組)

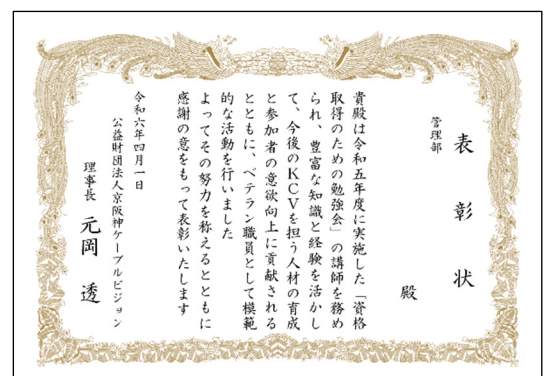
- ・多様な資格の取得を促すため、資格手当支給の上限を資格数から手当額に変更等(4月)
- ・就業規則の表彰制度を活用し、CATV技術者資格の勉強会の講師を表彰(4月)
- ・階層別研修として、管理者及び役職者を対象としたマネジメント研修を実施(10月)

【資格取得率・資格手当支給資格数】



(注) 資格取得率は、資格手当の対象となる資格を取得している者の割合

【職員への表彰状】

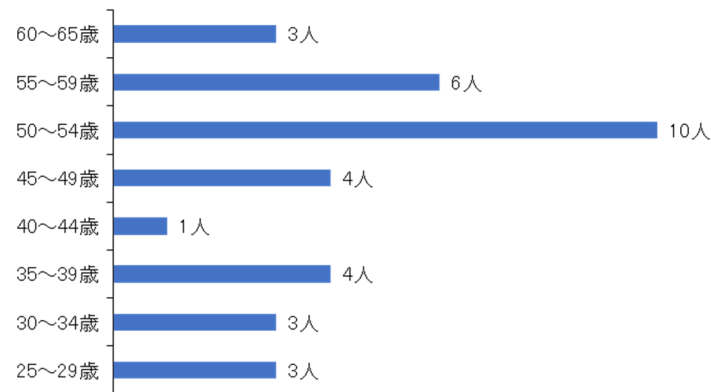


(2) 人材確保

職員の高齢化に対処するため、初任給や求人票の記載を見直し(9月)、令和7年3月に1名を新規採用した。

なお、過去10年間に新規採用した者は9名のうち、離職者は試用期間終了時に退職した1名である(離職率11%)。

【職員の年齢構成】(令和7年3月末時点)



【新規採用者数及び職員数の推移】

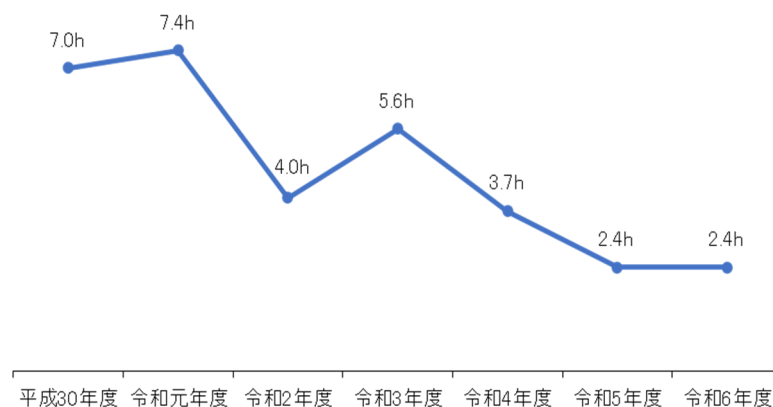
年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	備考
新規採用者数 (採用応募者数)	1 人 (1 人)	0 人 (0 人)	0 人 (3 人)	1 人 (6 人)	1 人 (1 人)	2 人 (4 人)	1 人 (6 人)	新規採用者数は、試用期間中の退職者を除く
職員数	33 人	32 人	31 人	32 人	31 人	33 人	34 人	年度末の人数

3 安全で働きやすい環境整備

残業縮減、年休取得促進に努めているところ、平均残業時間は月平均 2.4 時間、年休取得率は、76.0%であった(前年度 71.5%)。

また、引き続き各種研修(ヒヤリ・ハット報告、安全運転講習)、健康診断等を実施した。労働災害は、令和2年9月以降発生していなかったが、9月に発生(再掲)。

【平均残業時間の推移】



【スポーツ・運動指導の様様】



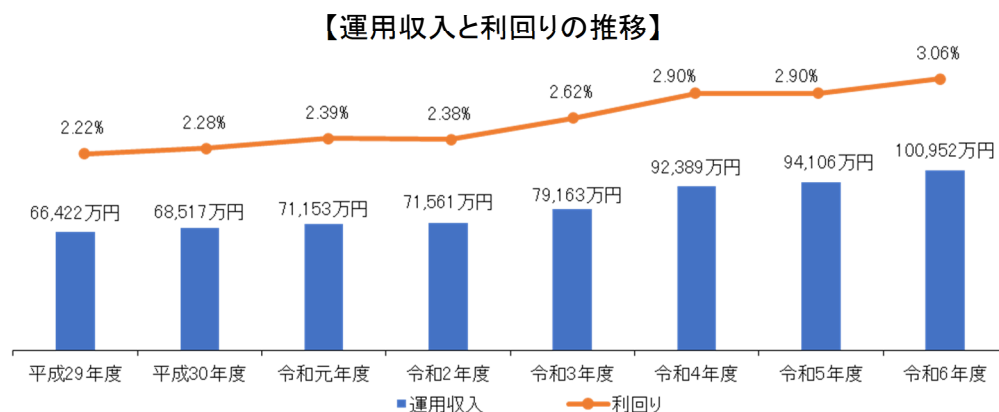
(令和6年度の新たな取組)

- ・毎朝のラジオ体操後に5分間のストレッチや軽い筋トレ用の時間を設定(4月)
- ・外勤者の熱中症対策として、ヘルメット用クールタレや日傘を用いた遮熱を実施(7~9月)
- ・厚生労働省のエイジフレンドリー補助金を利用して「転倒防止や腰痛予防の為のスポーツ・運動指導」を実施(10~1月)
- ・ストレスチェックを含む詳しいエンゲージメントサーベイ(10月)

4 資金運用、コスト削減等

引き続き内外金利差による円安の環境下において、資金運用規程及び令和6年度資金運用方針に基づき、安定的・確実性に重点を置きながら、収益性とのバランスをとった運用に努めた。結果として、令和6年度の運用収入は、10億952万円(利回り3.06%)であった(前年度9億4,106万円(利回り2.90%))。

なお、金融商品購入時等に資金運用委員会で協議を行うよう、資金運用規程を改正(11月)。



また、物価高により、資機材や外注工事の労務費等の値上げが続くなか、改修工事等により撤去した機器(増幅器、ケーブル等)のリユース、自営対応の推進、不要施設の撤去を継続したほか、次のコスト削減等の取組を実施した。

(令和6年度の新たな取組)

- ・ネットバンキング契約の見直し(8月)
- ・ネット証券でのETF積立投資開始(12月)
- ・エイジフレンドリー補助金の利用(再掲、1月)

5 コンプライアンスの確保、環境保全、地域貢献等

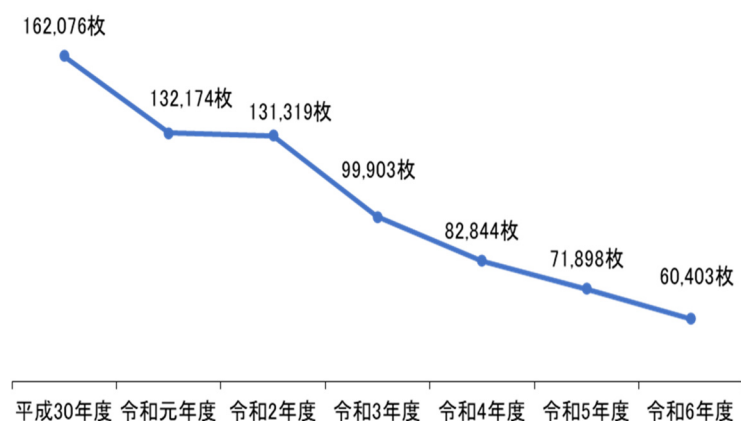
法令及び社会規範・倫理に適合するため、関係法令等の遵守徹底(特に、公益法人規制、放送法、道路占用、電柱契約等)、法令改正への対応(育児・介護休業法改正等)、情報公開・情報共有、各種内部点検(文書の保存・廃棄、随意契約、情報セキュリティ対策)、研修・訓練(情報セキュリティ等)、事故等報告(事故等の原因分析と再発防止)、規程類の定期整備等を引き続き実施した。

また、環境保全のため、設備のリユース、遠隔監視、ペーパーレス化(紙使用枚数対前年度比15.9%減)等を引き続き推進した。

(令和 6 年度の新たな取組)

- ・令和 7 年 4 月施行予定の公益法人制度及び会計基準改正に関する情報収集
- ・建設業法、下請法の研修(8 月)
- ・労務管理について、内部点検(6 月)、弁護士事務所による就業規則等のリーガルチェック(5～6 月)を行い、副業・兼業を制度化(9 月)
- ・おおさかスマートエネルギーセンターの省エネ最適化診断を受け、冷暖房空調温度の目安設定等(6～8 月)
- ・大阪府の「脱炭素経営宣言」に登録し、HP に掲載(6 月)
- ・大阪・関西万博の TDM パートナーに登録(令和 7 年 2 月)

【紙使用枚数の推移】



【万博 TDM パートナー登録書】



理事会・評議員会の開催状況等

(1) 第 44 回理事会(令和 6 年 5 月 29 日開催)

開催場所 公益財団法人京阪神ケーブルビジョン 会議室
決議事項 「令和 5 年度(第 12 期)事業報告について」、「令和 5 年度(第 12 期)計算書類等について」、「資産取得資金の一部取崩し及び新たな資産取得資金の保有について」、「議員会の招集について」、「常勤役員の報酬の額等について」、「会計監査人の報酬額について」
報告事項 「職務執行状況について」
出席等 理事 5 名出席、監事 1 名出席

(2) 第 22 回評議員会(令和 6 年 6 月 14 日開催)

開催場所 公益財団法人京阪神ケーブルビジョン 会議室
決議事項 「評議員会運営規則の一部改正について」、「令和 5 年度(第 12 期)決算の承認について」、「評議員、理事及び監事の選任について」
報告事項 「令和 5 年度(第 12 期)事業報告について」、「令和 6 年度(第 13 期)事業計画及び収支予算書等について」
出席等 評議員 7 名出席(うち 2 名オンライン出席)、理事 1 名出席

(3) 第 45 回理事会

開催場所 決議の省略の方法(書面によるみなし決議)
決議事項 「理事長の選定」
理事会の決議があったものとみなされた日 令和 6 年 6 月 20 日
意思表示 理事総数 6 名の同意書、監事総数 2 名の異議がないことを証する書類

(4) 第 46 回理事会(令和 6 年 11 月 18 日開催)

開催場所 公益財団法人京阪神ケーブルビジョン 会議室
決議事項 「資金運用規程の一部改正について」
報告事項 「令和 6 年度上半期の職務執行状況について」
出席等 理事 6 名出席(うち 2 名オンライン出席)、監事 2 名出席
※理事会終了後に、本部施設の見学を実施

(5) 第 47 回理事会

開催場所 決議の省略の方法(書面によるみなし決議)
決議事項 「令和 7 年度(第 14 期)事業計画書及び収支予算書等について」
理事会の決議があったものとみなされた日 令和 7 年 3 月 21 日
意思表示 理事総数 6 名の同意書、監事総数 2 名の異議がないことを証する書類

附属明細書

本報告の附属明細書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成していない。

以上